

一般労働条件確保のための自主点検結果について ～就業規則、割増賃金の支払等基本的な労働条件に問題が見られる～

武生労働基準監督署において、管内の非工業的業種から抽出した事業場に対して自主点検を下記の通り実施しました。

記

1 実施方法について

労働条件自主点検は、点検表にしたがって自主点検を行っていただき、点検結果に基づき、事業場において自主的な改善を図る契機としていただくためのものです。本年8月1日に、管内の非工業的業種と考えられる事業場から抽出した346事業場に労働条件自主点検表を郵送し、自主点検実施結果報告書をファクシミリにより回収しました。

2 結果の概要

上記346事業場のうち、廃業等現在事業活動を行っていない23事業場及び未回答の91事業場を除く、232事業場から回答を得、これを集計したものです。結果の詳細は、別紙のとおりですが、次のように、労働条件確保のための基本的な枠組みを欠く事業場が認められる結果でした。

- (1) 常時10名以上の労働者を使用しているが実態に合った就業規則を作成し届出をしていない事業場が8 (3.45%) ありました。
- (2) 割増賃金については、時間外労働・深夜労働の割増賃金を支払っていない又は法定割増率を下回る率で計算した時間外労働・深夜労働の割増賃金を支払っているとする事業場が4 (1.72%) あり、休日労働の割増賃金を支払っていない又は法定割増率を下回る率で計算した休日労働の割増賃金を支払っているとする事業場が6 (2.59%) ありました。
- (3) 時間外労働・休日労働を行わせながら時間外労働・休日労働に関する労使協定を未締結または労働基準監督署に未届けであるとする事業場が10 (4.3%) ありました。
- (4) 法定で年1回の実施が定められている健康診断が適正に実施していないとする事業場が7 (3.02%) ありました。

3 今後の対処

こうした点検結果を踏まえ、武生労働基準監督署では、本自主点検未回答事業場又は問題が認められた事業場に対し一般的な労働条件確保改善の関係資料を送付し労働関係法令の遵守にかかる文書指導を行うと共に、管内の事業場に対し監督指導を強化していく予定であります。